

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まいわし（太平洋系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 まいわし太平洋系群（令和5年1月～令和5年12月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（漁業法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
51,000トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	今回配分数量	当初配分数量
まいわし定置網漁業	46,600トン	32,600トン
まいわし漁船漁業	4,400トン	4,400トン